退職所得に係る市民税・県民税　納入申告書			
（宛先）千葉県流山市長 年　月　日提出	年　月分	人員	人
地方税法第50条の５及び第328条の５第２項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

退職者の内訳

退職した年の1月1日の住所		氏名	
退職年月日	年　月　日	勤続年数	年
退職手当等の支払金額	円	障害該当	
特別徴収税額	市民税 円	県民税	円

（特別徴収義務者） 住所又は所在地　〒 氏名又は名称	
法人番号又は個人番号	

退職所得に係る所得割額を納入する際の注意事項

①左の納入申告書は、退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額（分離課税に係る所得割）を納入する際に必ず記入してください。

②退職手当等の支払いを受ける方の特別徴収税額が０円となる方については、納入申告書の提出は必要ありません。

③障害該当欄は、100万円の退職所得控除の適用を受けた場合に「〇」を記入してください。

④退職所得等の支払いを受ける方の勤続年数が特殊な場合は、退職所得の受給に関する申告書（写し可）と左の納入申告書を併せて提出してください。

問い合わせ先
流山市役所　税制課
04-7150-6072

指定番号	
担当者所属	
担当者氏名	
電話	（内線　）